

定額減税補足給付金（不足額給付）等に関する よくあるお問合せについて

昨年度に実施いたしました当初調整給付や今回の不足額給付に関するよくあるお問合せ内容等につきまして、以下のとおりまとめさせていただいております。

つきましては、お手数ではございますが、お問合せをいただく前に、以下の内容等をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本通知中におきまして、「定額減税補足給付金（当初調整給付）を当初調整給付」と、「定額減税補足給付金（不足額給付）を不足額給付」と、「定額減税しきれない額を控除外額」と記載させていただいております。

Q1 不足額給付の支給額はどのように算定されているのですか？

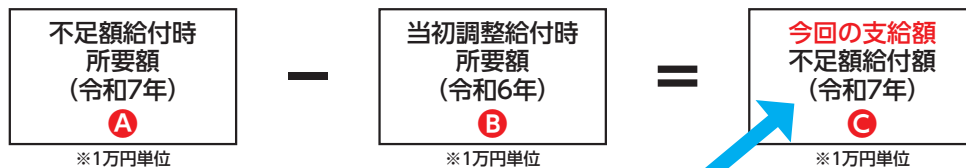
A1 当初調整給付の算定に際して、令和5年分所得税等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したこと等により、令和6年分所得税及び定額減税可能額等が確定した後に本来給付すべき所要額と当初調整給付との間で不足が生じた方に対して、その不足分を不足額給付として支給するものです。

そのため、不足額給付の計算方法等につきましては、下表のとおりとなっております。

※令和6年分の源泉徴収票等に控除外額の記載がある方等におかれましても、当初調整給付の支給対象となられていた場合には、記載されている控除外額（控除しきれない額）等の金額をそのまま受取れるものではありません。

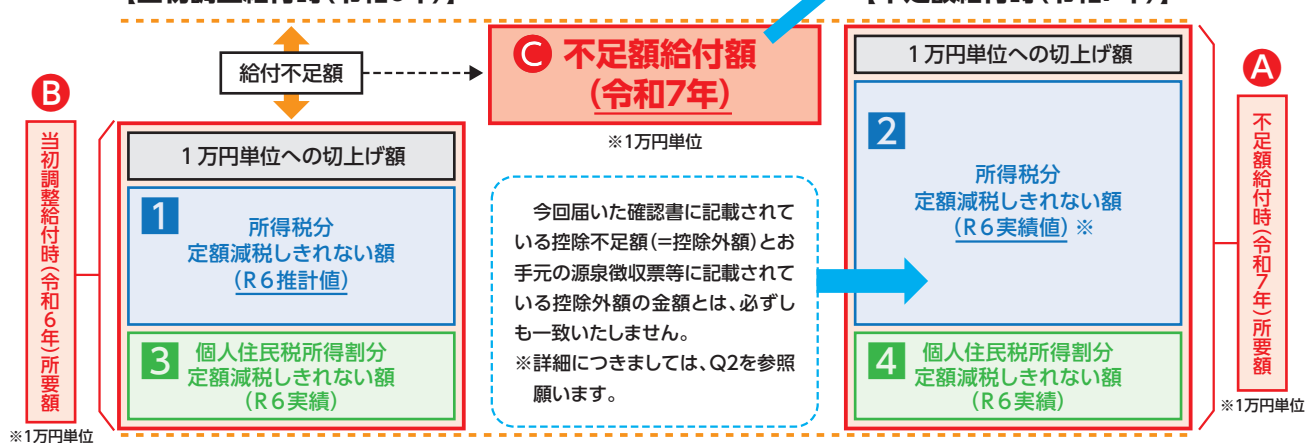
イメージ

不足額給付額の計算式



【当初調整給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】

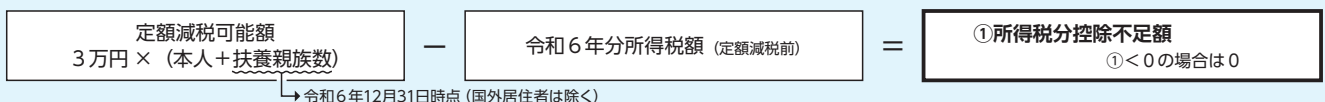


※令和7年度個人住民税課税情報から推計した所得税額（詳細につきましては、Q3を参照してください）

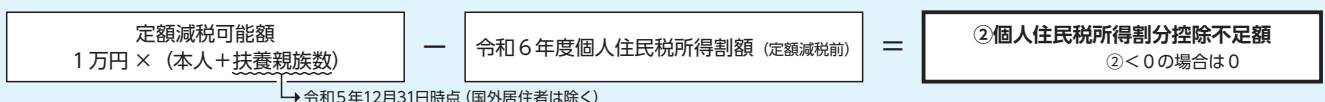
※注1：所得税・個人住民税合わせて既に定額減税を全額受けられている方、又は合計所得金額1805万円超の方は、給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：A「不足額給付時所要額」がB「当初調整給付時所要額」を下回った場合におかれましても、余剰額の返還は求めません。

●所得税分定額減税しきれない額（＝確認書の控除不足額）の算出方法



●個人住民税分定額減税しきれない額（＝確認書の控除不足額）の算出方法



Q 2 手元にある令和6年分の源泉徴収票に記載されている控除外額（控除しきれない額）の金額が不足額給付として全額支給されない場合がありますと聞きました。それはなぜですか？

A 2 控除外額につきましては、所得税の定額減税可能額のうち令和6年分の所得税から控除しきれなかった額が記載されております。

一方で、不足額給付につきましては、A1のとおり、令和6年度に実施いたしました当初調整給付との間で生じた、給付所要額の不足分を支給する給付金となっておりますので、控除外額の金額が必ずしも不足額給付として全額支給されるものではありません。

そのため、令和5年分の所得税額に比べて令和6年分の所得税額（定額減税前）が減少した又は令和6年中に扶養親族が増加した等の事由が生じていない場合には、不足額給付として令和6年分の源泉徴収票に記載されている控除外額（控除しきれない額）の金額が全額支給されないことが想定されます。

また、令和6年中に複数の所得（給与と年金又は複数の年金（給与）等）があった場合等につきましては、それらの所得を合算して、控除外額を算定しております。そのため、源泉徴収票に記載されている控除外額（控除しきれない額）とは差額が生じることから、不足額給付として全額支給されない場合があります。

Q 3 私が自分で把握していた令和6年分の所得税額（定額減税前）と今回届いた案内通知に記載されている所得税額に相違が生じています。それはなぜですか？

A 3 今回の令和6年分の所得税額の算出にあたりましては、国から示されている算定ツールに基づき算出（令和7年度個人住民税課税情報から推計した所得税額）をしております。

そのため、令和6年中に複数の所得（給与と年金又は複数の年金（給与）等）があった場合等につきましては、それらの所得を合算して、所得税額を算定しております。

このことにより、結果として源泉徴収票等に記載されている控除外額（控除しきれない額）とは差額が生じることから、不足額給付として令和6年分の源泉徴収票に記載されている控除外額（控除しきれない額）の金額が全額支給されない場合があります。

Q 4 確定申告や年末調整等において、扶養親族として取り忘れた方がいます。今から改めて確定申告等を行うことにより、追加で不足額給付金を受け取ることはできますか？

A 4 国から示された事務処理基準日（令和7年6月2日）以降に税額変更等が生じた場合は、追加で不足額給付金を受け取ることはできません。そのため、これから改めて確定申告等を行ったとしても、追加で不足額給付を受け取ることはできません。

なお、令和7年6月1日までに確定申告等を行い、定額減税可能額又は所得税額が変更となったことに伴い、控除外額（控除しきれない額）が増額した結果、不足額給付の支給額に不足が生じた場合には、越谷市臨時特別給付金室に令和7年10月31日（金）までにご連絡ください。

※確定申告等の申告後に申告内容が個人住民税課税情報に反映されるまで一定の時間を要するため、確認書上の数値算定に際して、最新の申告内容が反映されていない場合があります。

Q 5 私には、不足額給付の通知が届きましたが、家族には届いていないのはなぜですか？

A 5 今回の不足額給付につきましては、令和6年度個人住民税所得割額及び令和6年分所得税額につきまして、いずれも定額減税前の税額が0円である方につきましては、対象となりません。

また、令和6年度に実施いたしました当初調整給付時の所要額を上回る控除外額が生じていない場合にも、不足額が生じないため、不足額給付の対象となりません。

※不足額給付につきましては、全員が一律受取れる給付金ではありません。

なお、その方を税法上の扶養親族（国外居住者を除く）とされている場合には、扶養者の定額減税可能額として、一人あたり所得税額分が3万円、住民税所得割額分が1万円加算されております。

ホームページには、より詳細な情報等を掲載させていただいておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

※右記QRコードから当該ホームページの内容を確認できます。



本通知及びホームページの内容につきましてご確認の上、疑問点等がある場合につきましては、越谷市臨時特別給付金室（048-963-9316）までご連絡ください。

※今回届いた確認書と本通知をお手元にご用意いただいた上で、ご連絡をお願いいたします。